

令和2年度第3回寝屋川市廃棄物減量等推進審議会

日 時：令和2年9月23日（水）10:00～12:00

場 所：寝屋川市クリーンセンター6階多目的室

議 題：基本理念について、減量等目標値について、施策について、生活排水処理基本計画について

出席者：板東会長、石村副会長、高見委員、奥委員、橋本委員、古川委員、倉恒委員、斎藤委員、林委員、花嶋委員、中西委員、沢井委員、掛川委員、櫻井委員

次第1．基本理念について

（資料2の17ページに基づき、事務局より説明）

会 長： 前回の審議会で議論しておりました基本理念ですが、質問又は御意見等ございませんでしょうか。

この基本理念、副題等については御承認いただくということで、よろしいでしょうか。

委 員： 異議なし。

会 長： それでは、今後基本理念等については、この副題も含めて利用させていただくということにさせていただきます。

次第2．減量等目標値について

（資料2の20ページから28ページに基づき、事務局より説明）

会 長： 当初は、第4回の審議会で素案として見て頂く予定をしておりましたが、前倒しして御提示させていただいております。大体どういったものを作るのかというのが、分かりやすくなったかと思えます。事務局から説明がありました減量等の目標値について、何か質問、御意見等を賜りたいと思えます。

委 員： この数値目標は、寝屋川市の人口規模の市と比べ、高い値なのか妥当な値なのか、どのように考えたらよいでしょうか。

事務局： 近隣市では、目標年次が若干異なっている部分もありますので、令和12年度だけを比較するというのは難しい状況ですが、実績値として、平成30年度の家庭系ごみは北河内7市の中では若干多い状況です。事業系ごみについては、北河内7

市で比較すると少ない状況になっています。例えば、北河内の中でも減量等の計画が率先している交野市、四條畷市と比べると、目標値としてはそこまでいっていないという状況です。本市の実績値との差を考えると、設定している目標値はとても高いと考えています。また、リサイクル率についてですが、本市では現在約21%で非常に高く、さらに27%にするということは、相当な努力が必要だと認識しています。国や大阪府が定める目標は、他の市町村を踏まえると、そこまで高くない目標値となっていますので、本市はそれを上回る目標値設定をしています。

委員： 事業系ごみの削減についてですが、目標設定の中に、発生抑制可能なごみが22%から45%、資源化可能物が14%から69%含まれていると書かれていますが、どういう物ですか。

事務局： ごみ質分析調査結果に基づき記載していますが、資源化可能物はプラスチック類や紙類等、発生抑制可能なごみは紙類の中でもペーパーレス化ができるような資料やパンフレット類などで過剰に作成していると考えられるものです。発生抑制のごみで食品類が多くを占めており、販売の管理や食べ残しを可能な限り減らしてもらうことで、発生抑制できるものです。資源化可能物については、事業所で取られている新聞・折り込み広告等を資源化可能物という形で記載しています。

委員： 目標値についてですが、例えば国の基準があって寝屋川市の目標値を決められたのか、今回の目標値の数字の根拠についてお示しいただければと思います。

事務局： 例えば、資料2の22ページの食品ロスの削減であれば、家庭系食品ロスの削減については、2000年度比で2030年度までに半減すると第四次循環型社会形成推進基本計画に記載されています。事業系食品ロスについては、2000年度比で2030年度までに半減すると食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針に記載されており、国の削減目標に沿って、本市も半減という目標値を設定させていただいています。また他の分野でも、例えば25ページのペットボトル・廃プラの回収促進の分野であれば、第四次循環型社会形成推進基本計画のマイルストーン中の③2030年度までに容器包装の6割をリユース・リサイクルというのが国の目標値であげられていますので、本市は国の計画に沿って目標値を設定しています。

一方、臨時ごみのリユースの促進や小型家電の回収促進などの分野につきましては、国が個別に目標値を設定しているものではなく、現在の本市の啓発取組を

さらに促進させていくことで半減するなど、そういった目標設定をしています。また、26ページの古紙（雑がみ）の分別促進の分野については、平成20年度の半数を資源化すると記載しています。これはごみ質分析調査から、可燃ごみ・不燃ごみの中に、資源化可能物が含まれているという結果がありますので、国や府が半減するとかいうことではなく、市民、事業所がそういった思いで取り組んでいただきたいということで設定しています。この目標値の中でも、国が示しているものを踏まえた部分もありますし、また現状の取組の中で、さらに加速させていきたいという部分が混ざっていると御理解いただければと思います。

委員： ごみを削減していくにあたって、協力を求めていくためには様々な施策もしていくと思いますが、毎年どのような施策をして削減していくのかというところを明確にして、市民や事業者に分かるようにしていかないといけないと思います。例えば、何年やったらどれぐらい減ったというように見える化し、やっていかないといけないと思いますが、その辺りについてはどのようにお考えですか。

事務局： 各々どういう取組を推進、啓発していく等の部分は次の議題である行動計画というところで御説明させていただきます。毎年の削減量や家庭系ごみ、不燃ごみが何トンになっているかというのは事務局としても、数字を押さえながら、現在は、令和5年度までのごみ減量・プロジェクト第2弾を実施していきますので、その中でも、広報や自治会回覧等で、今後さらにどういった取組を推進していただきたいのかということは、年度毎にお示しできると考えています。

委員： 他の近隣市と比べると、寝屋川市は家庭系ごみについては若干多く、事業系ごみは既に減っているという説明がありました。その中で今回、家庭系ごみは17%削減、事業系ごみは22%削減となっていて、逆のパターンになっています。家庭系ごみは既に他市に比べて多いから17%削減、事業系ごみは既に少ないのに22%削減の目標というのは、つじつまが合っていないのではと思っています。また、数年前に事業系ごみの処理費用の値上げをしています。今回こういう目標を設定したので、だからもう一度値上げをしますというような施策を考えて、今回の事業系の目標値が22%にされたのでしょうか。

事務局： 家庭系ごみに比べて事業系ごみについては、他市に比べて本市では実際少なく、手数料の値上げという部分もあるかと思いますが、事業所の方の努力の証で、過去10年間においてかなり削減できています。ただ、過去10年間減少している状

況から今後の推移を現状推移という形で見ますと、次の10年間ではかなり下がるような結果となっています。過去の実績から算出した単純推移ではこれが事実でして、この現状推移をなぞっていくのではなく、何か取組としても必要ですので、現状推移から少しでも下げて目標値を設定したものが、削減率が22%ということになっています。手数料の改定については、この計画の中では特に何か施策としては触れず事業系ごみの削減をしていくという形にさせていただいています。

委員： 目標値を立ててしまったから、今は値上げについて施策には入れないが、その後、値上げする施策を打ち出すことを大前提に考えられているのではないかと思わざるを得ません。値上げではなく、別の形でこういう施策をしますということをやったいただいたほうがまだ良いのではないかと思います。後出しの値上げというのは、事業者としては嬉しいことではありません。行政的な発想なのかもしれませんが、ここであえて、我々は事業者の団体の代表ですので言わせていただきたいと思います。ぜひその辺も、今後取り組んでいただきたいと思います。

会長： 今後の方針として、そういう具体的なところはありますか。

事務局： 値上げの話もありましたが、全く考えていません。この目標につきましても、先ほども御説明させていただいたとおり、過去の推移や今後の啓発、市民の方の努力や事業者の方の御協力等によって、目標を達成していくところです。処理費用・手数料などについては、他市の状況もあります。ごみの減量ができなかったから手数料を上げるというようなことは全く考えておりませんので、目標設定について誤解のないようお願いしたいと思っています。

過去の御努力によって、一定の成果が上がってきています。その推移を見ながら、人口推計やその他様々な取組の状況に応じて目標設定をさせていただいていますので、決してこれをもって費用の値上げを後出しするというようなことは全く考えておりませんので、御理解賜りたいと思います。

委員： 平成28年度に不燃ごみの中に小型家電が約20.7%含まれているとありますが、ごみの中に小型家電が入っていた場合、シールを貼られ、回収されないのでしょうか。シールを貼って小型家電回収ボックスに入れて下さいとか、出した本人に分かるようになっているのでしょうか。

事務局： 小型家電回収ボックスへの案内はさせていただいていますが、市民が小型家電回収ボックスに入れられていないこともあるのは事実です。これに関しましては

取り置きシールで回収ボックスに入れてくださいというシールは貼っていません。

委員： 出した本人が分からずに、これから先もまた、不燃ごみに出したらいいと思って、同じようなこと繰り返す可能性もあると思います。市民への啓発ということから考えると、全然前向きになっていないのではないかと思います。

事務局： 実務的に、誰が出したごみなのかという判断は難しいとことはありますが、現場で、ごみステーションに小型家電がたくさんあり、毎回出されているというような状況であれば誘導をしています。ただし、高齢の方や身体に障害のある方など、絶対に小型家電回収ボックスまでというわけにもいかないというようには思っています。小型家電回収ボックスを設置していますので、我々としては機会があるごとに誘導するようには進めていきたいと考えています。

会長： 結局、シールは貼るのでしょうか、貼らないのでしょうか。

事務局： 基本的に、そこのごみステーションに頻繁に小型家電が出されているなどの状況であれば、貼っていく方向では考えています。ただし、不燃物の中に小型家電が明らかにあるというのが分かれば、今、申し上げたような対応は可能なのですが、いろいろ混在している場合がありますので、確実にできるかどうかと言われると、厳しい部分があるということは御理解いただきたいと思います。

会長： ごみの袋に入っているか、別個で置かれているかという状況でも変わるのですね。別個で置かれていた場合はどうするのでしょうか。シールは貼らずに、パッカー車の上に乗せて、当面は持って帰るのでしょうか。

事務局： 明らかに小型家電と分かるような物であれば、仕分けをして、例えばパッカー車の中に入れず、座席の下に置いておくなどの対応もしています。

副会長： 各目標を見させていただきました。通常は総排出量で何トン、家庭系ごみは何トンとういような目標に留まると思いますが、さらにその中で古紙をどれだけにするとういように、目標値を細かく設定していますので、かなり具体性がある目標設定だと思いました。その中で、事業系ごみに関して2点お伺いします。まず1点目は、発生抑制可能なごみが22%から45%、資源化可能物が14%から69%という表記にされていますが、この幅は何なのでしょう。

事務局： 事業系ごみのごみ質分析調査では飲食店、飲食・食品小売混在商店街、スーパー、オフィスビルの4つに分けて割合を出しています。例えば、発生抑制可能なごみでは、飲食店街が22%、スーパーが45%でした。また、資源化可能物ではオ

フィスビルが14%、スーパーが69%ということでこの幅を記載しています。

副会長： この計画を初見で見た場合、14%から69%では結構幅が大きいので、結構分かりにくいと思います。各分野の値を表記されるか、平均値を記載されたほうが分かりやすいと思います。2点目は、事業所の数がどのように推移しているのかわかりませんが、事業系ごみということなので、もちろん各事業所から出るごみだと思います。その目標設定の際に1人当たりにはしていますが、もしその事業所の数が10年後も一定とした場合、人口は減少していると思いますので、1人当たりになると目標達成が逆に厳しくなってしまうと思います。1事業所のごみ排出量として換算されたほうが良いかと思います。事業系ごみですので、1人当たりではなくて事業所で割ったほうが適切なのかなと感じています。

会長： 2つ目のところは意見ということでよろしいですか。

副会長： はい。

次第3. 施策について

(資料2の29ページから35ページに基づき、事務局より説明)

委員： 30ページの取組方針についてですが、③家庭ごみの減量・資源化推進で、寝屋川市ではペットボトルと廃プラスチックを一緒に分別していると思いますが、ペットボトルを独自に分別するという事はないのでしょうか。他市ではしているところがあると思います。

事務局： 現状、寝屋川市では北河内4市リサイクル施設組合（かざぐるま）で、四條畷市、交野市、枚方市と処理を行っています。ペットボトルと廃プラスチックを一緒に集めるというスキームで実施しています。仮にその枠組み変えるということであれば、他の3市との調整が必要になりますし、現状では考えていません。

委員： 市民として分別しにくいと思いましたが、プラスチックとペットボトルを分別できたら、もっとペットボトルを回収できるのかなと感じました。

委員： 31ページの⑥環境学習の推進ですが、小さい子どもがいる家庭とか、妊婦向けの環境講座があればいいなと思っています。妊娠、子育てをきっかけに環境問題に関心を持つようになった方が身近にとっても多いです。例えば、無農薬野菜を買うようになったとか、普通に皮を捨てることがなくなったとか、赤ちゃんがいるから合成洗剤を使うのをやめたとか、そういう方が身近に多いです。後、前回の

審議会後、副会長から食品ロスの子育て世代に多いということをお聞きしたので、食品ロスを減らすという意味でも、小さい子どものいる家庭や妊婦へのアプローチは有効ではないかと思っています。堅苦しい感じだと人が来ないので、マタニティーヨガとか親子クッキングくらい敷居の低い楽しい感じが良いと思います。例えば、リラットみたいな場所で、親子ワークショップとか環境講座というのが開かれれば、環境問題に関心がなかった方への間口になるのではないかなと考えています。市に使わせていただくのも良いのですが、もし可能であれば講座やワークショップを開きたい市民が、自由に講師になって環境講座を開催できるような予算や枠組みがあれば、一層いいなと思っています。ぜひ御検討をお願いします。

会 長： 現状で、リラットや子育て支援関係との連携でされていることはありますか。

事務局： リラットとの連携については、現在3010運動や食品ロス削減啓発で、リラットの行政モニターに、子ども向けの紙芝居の画像を定期的に流し、リラットに来られた小さい子ども連れの親御さんや、子どもに向けて分かりやすく啓発を行っています。

委 員： リラット利用者としては、実はモニターが高いところにあり過ぎて、子どもが見えません。ぜひ今後、深い関わりを持っていただけることを期待しています。

委 員： 30ページの①で、買い物袋持参運動とありますが、私自身もエコバッグ推進をお手伝いさせてもらったこともあります。しかし、エコバッグで万引きという信じられないニュースがショックでした。寝屋川市ではあまり聞かないですが、実態はどうでしょうか。7月からレジ袋が有料化になって、エコバッグが手軽に手に取りやすくなり、男性の方もお持ちになっていたり、環境への意識というのが芽生えてくださったらいいなと思いますが、反面そういうニュースがあつて、身近にどう捉えたらいいのかと思っています。

事務局： 本市でそういうことが頻発しているという話は、環境総務課には直接届いてないのが現状です。

会 長： 本市の状況で、事業者の代表の方で何か話を聞いているようでしたらお願いします。

委 員： 寝屋川市商業団体連合会ですが、平和堂やイオンなどが会員なので聞いていますが、コロナの関係で、きちっとした会議の場を持っていません。ただ、多いと

いうことは言っています。棚卸しをしないと分からない状況です。よくテレビで、かごが1か月で何個なくなったというような話は、数字としてすぐ現れてくるのですが、商品の万引きについてはまだ分かってないということです。年内には量販店も集めて一度聞かせていただき、ある程度の報告はできるのかなと思っています。ただ、全国的にあるが、寝屋川市だけないということは絶対にないと思います。同じぐらいではないかなと思います。

委員： 31ページのコラムに、SDGsのマークがありますが、できればここに5番のジェンダー配慮も入れていただきたいと思います。ごみの分別や減量など何かやるときに、どうしても女性の作業になってしまいがちで、女性に呼びかけようとか、お母さんの絵がついているとかいうようなことになってしまいがちなので、そこへの配慮というのが大切ではないかと思います。

委員： 30ページの④に「市の地域特性等を活かした事業系の食品ロス削減の取組を行っていきます。」とありますが、市の地域特性等とは、どのようにお考えでしょうか。

事務局： 市の地域特性という部分については、本市の地理が端から端まで約7キロメートルのコンパクトシティという部分、市域内の小売店舗数、市の人口1人当たりの小売店舗数が大阪府内でも決して低いほうではないなど、そういう部分を指しています。商業団体連合会の中に量販店部会があり、大規模な小売店が商業団体の中に入っているというのは、全国から見たら珍しい形になっているので、そういったチャンネルを生かして、今後、効果的に実施していけたらと考えています。

委員： 逆に、市の地域特性というより、寝屋川市の人ってすごく真面目ですので、ごみの処理費用の値上げよりも、お店や市民に対して行政が上手く意識改革をしていただけるほうが、寝屋川市民の特性が活かせると思います。飲食店についても同じですが、寝屋川市の場合、店が寝屋川市内にあり、寝屋川市に住んでいるという方や店舗兼住宅の方もいます。そういう意味では、寝屋川市を大変愛している方、大切にしている方が多くいますし、その中で大変真面目な方がいるということで、ぜひ意識改革のほうを行政的に進めていただけたら、より一層の効果があると思いますので、宜しく願いいたします。

委員： 先ほど行動計画や、減量化・再資源化の推進ということで御説明いただきました

たが、現状、実施している施策の広報・啓発強化というような説明がありまして、新たな施策があまり書かれていないように感じられたのですが、新たに取り組むような施策等、先進市を参考にして、今後進めていく必要もあると思うのですが、その辺りはどのように考えていますか

事務局： 例えば、減量化・再資源化の推進ということで、第2回の審議会の中でも意見がありました、「市と市民との直接的な情報交換会とか会議体を設置し」と書かせていただいています。これについては、今回この計画の中で、初めてうたっている項目です。実際、市民と直接意見交換する場を設置しているような先進市という事例も参考にしながら、ここに記載しています。31ページの環境学習の推進についてですが、これについても、現在行っているごみ減量マイスター養成講座を新たに小・中学生まで対象を拡大して実施していこうという部分や、副会長からも第2回審議会の中で意見を頂きました大学との連携という部分も記載しています。

委員： 副会長にお聞きしたいのですが、寝屋川市では廃プラスチックとペットボトルは一緒に回収していますが、別々に分けて収集することにより、何か効果等、他市の事例も含めて、教えていただけますか。

副会長： ペットボトル、廃プラを分けての2回収集だと、その分収集コストがかかります。海外の研究になりますが、一度混合で集めてから施設で分けるほうが、実はリサイクル率が高くなっています。なぜかという、それだけ住民としてはごみを捨てやすいからです。可燃ごみとして捨てるのではなくて、廃プラとペットボトル、これを一緒に出すほうが楽ということで、排出量自体は増え、なおかつ施設できちんと分けるということで、リサイクル率を高めるというような研究があります。日本の他の自治体のケースはわかりませんが、様々な国で研究結果が出ていますので、恐らく日本もそうなるかなと思います。環境意識の普及に関しては、ぜひ家庭で分けた方が良いのですが、コストやリサイクル率等の効率性の観点からすると、あまり分別し過ぎるのもよくないという感じがしています。

委員： 行動計画等を見ていますと、基本方針とうまく合致していないというか、行動、基本方針のうちの1・2が展開して、基本方針の3が全然、行動に展開されていないという気がしました。基本方針に、安全・安心なごみ処理の推進とありますが、安心・安全の前に今回のコロナのような時に、衛生的な処理を持続可能に、

つまり何があってもしっかり続けられるというようなことが、安心・安全の第一番ではないかと思います。その次に、災害時に、安心・安全に続けられるかどうかというのがきて、平時に排出抑制とか再資源化とか、エネルギー回収を行うというような話があるのではないのでしょうか。また、廃棄物処理法によって、国民・事業者・行政の責務が定められています。今回の資料に、国民・事業者・行政が同じ目的意識を持って、三者が有機的に繋がると書いていますが、法には国民、市民と国や行政の話は書いてあるし、事業者と行政の話は書いてあるのですが、市民と事業者の話は書いていないと思います。それをやるというところが、この基本方針の1つの大きな特徴ではないかと思うのですが、それが行動計画に出てきていませんので、この3つの基本方針について、寝屋川市なりにきちんと精査をすると、よりよいものになるのではないかと思います。できれば、1番目に全員でこういうふうに行います、2番目に誰が行います、3番目に全体としてのごみ処理の仕組みは市がしっかり担保します、みたいな形にした方が綺麗なのではないかと思います。それに従って行動計画についても、もう少し事業者と市民がよりよくなるような関係について考えます、というような1項目あったらいいのではないかなと思いました。

事務局： 前回の審議会で、基本方針のところを御審議させていただきましたが、委員のおっしゃっていたように、行動計画の中で基本方針2・3にひもづく施策が少ないのではないかと御意見もありますので、その部分につきましては、4回目に向けて事務局の方でも行動計画について、何か新たなことを考えられる部分を考えさせていただいて、基本方針2と3とを逆にできるかどうか踏まえて検討させていただきたいと思います。

委員： 大切な災害については、施策の方にはきちんと出てくるので、基本方針2の中にも、災害時にもきちんとごみ処理は継続するというようなニュアンスを入れられた方が良いのではないかと思います。

会長： 例えば「3. 災害時体制の充実」とは、また別の視点でということでしょうか。

委員： この「災害時体制の充実」というのが、ここの後ろの方に入ってきているのであれば、最初の基本方針の中に、災害時においてもごみの処理を行っていくというのは重要なことです、という話が一言入っている必要があるのではないかなと

思います。

委員： 30ページに店頭回収の奨励とありますが、裏が銀色のパックはどこも回収してくれず、リサイクルできるのに燃えるごみになっています。可能であれば、市か店頭で裏が銀色のパックも回収してほしいと思っています。2点目は、転入してきたときに市の窓口でクリーンカレンダーを頂いて、とても見やすく色々なことが分かって実践もしやすかったのですが、恐らく見ない方もいるのではないかと思いますので、水切りと雑がみのことぐらひは市の方に口頭で言っていただいてもいいのかなと思いました。最後に3点目ですが、32ページにクリーンセンターで発電をして、余った電力は電力会社に売却とありますが、どこの会社に売っているのか教えてください。

事務局： 売電先につきましては、関西電力と、あと入札によって決められた民間業者に売却をしています。

会長： 前半の2点について、答えられる部分があればお願いします。

事務局： 店頭回収については、事業者様の協力を元に行っている事業ですので、こちらからこのごみもプラスで回収できませんか、というのは難しいと考えています。また、クリーンカレンダーについては、近年構成等を変更し見やすくいたしました。ただ一方で、現在の冊子型より1枚のポスター型が良い、という声も実際にあります。今後も現在の冊子型を継続しつつ、見やすさ等を求めていきます。転入者の方については、窓口でお伝えしないといけないことが色々ありますので、クリーンカレンダー等を配るタイミングで、施策について何か周知できるようなことをプラスできればとは思っています。ただ、窓口で、口頭で水切りや雑紙の分別を説明するというのは、なかなか難しいかなと考えています。

次第4. 生活排水処理基本計画について

(資料2の36ページから41ページに基づき、事務局より説明)

事務局： 資料の訂正をお願いしたいと思います。36ページの2. 生活排水処理形態別人口の行から3行目下になります。「令和元年度末で234,146人」を「令和元年度末で227,640人」に修正をお願いします。

会長： 何か御意見または御質問等ございませんでしょうか。

委員： 41ページの生活雑排水対策の中で、「市民の手で水質浄化を進めていく契機と

なるように、水生生物等とのふれあいの機会などを積極的に設けます。」と書かれています。例えば「ふれあいの機会」の後に、実際どういう行動をすれば水や川が綺麗になりますというようなレクチャーやお話会みたいなものもセットになっているのか教えていただけますか。

事務局： 「水生生物等とのふれあいの機会」につきましては、寝屋川自然を学ぶ会という団体がございます。そちらで年2回、水生生物の調査をして、そのときの講師をお願いしています。

先程とは別に、水生生物を検討する会という団体が、年に1回ほど開催していただいております。その中で先生方に講義をしていただいております。

委員： この生活雑排水処理の対象になる世帯は、この浄化槽人口の3,133人です。ほかの二十何万人は、下水道を使用しているわけです。その約3,100人に対して生活雑排水対策でこういう教育をしていますというのは、もっと生活雑排水対策が必要だった時期の名残ではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局： おっしゃるとおりです。ただ一方で、日々の環境に対する関心を高めていただくという必要もありますので、生活排水対策の重要性なども分かっているのではないかなという思いで実施していただいております。

委員： でも、その約3,000人が、この「水生生物等とのふれあいの機会」などに参加しているのでしょうか。むしろ「水生生物等とのふれあいの機会」ではなく、本当のことを書いた方が良いのではないかなという気がします。

会長： 具体的なところを表現していただいた方が、分かりやすいのかなと思います。

委員： この約3,000人の、それも多分、高齢者の方が多いところに対して、生活雑排水をこういうふうにした方がいいですよ、というチラシを入れる等の方が良いのではないのでしょうか。全市民対象であれば、子どももいるし、「水生生物等のふれあいの機会」というようなことも、昔は意味があったと思うのですが、現在はそういう状況ではないのではないかなと思います。生活雑排水対策として、今も生活排水を綺麗にした方がいいですよ、というようなことはやっていると思うのですが、現在の状況に応じて、事実を書いた方が良いのではないかなと思いました。

事務局： 御指摘のとおり、浄化槽世帯に対しましては、下水の接続というところを第一に御案内をさせていただいておりますが、一方で、生活環境の保全という広い視点

で見た場合、河川、水路というところの水質改善に御協力をいただきたいという趣旨で記載していますが、御意見を踏まえ、もう少し有効的な記載にさせていただきたいと思います。

委員：生活雑排水は、市民全体に関係することだと思っていたのですが、そうではなかったということに驚きました。川が綺麗な方が当然良いと思いますし、寝屋川市に引っ越ししてきて、川が汚いことにとってもショックを受けました。後、ごみに関して、細かく啓発や規則を考えてくださっているので、生活雑排水のことも細かく、可能であれば啓発や施策をしていただけると良いのではないかなと思います。川を綺麗にすることなどは、検索すると色々な自治体のホームページ等でも掲載されていますので、寝屋川市でもできることがあるのではないかと思います。

委員：ディスポーザー汚泥のようなものは、出てきていないのでしょうか。浄化槽、ディスポーザーを設置しているマンション等からのディスポーザー汚泥の増加みたいなことは今後あり得るのでしょうか。それとも、寝屋川市内はそういう状況ではないのでしょうか。

事務局：ディスポーザー汚泥につきましては現在、受入れができない状況です。処理するにあたり、大阪府の鴻池処理場で希釈処理していますが、そこでディスポーザー汚泥の受入れはできないため、ごみと一緒に出していただくことになっています。

委員：ディスポーザーは単独設置ではなく、マンション等で国土交通省の認可を受けたものが独自に自前の浄化槽をつけて、ディスポーザーを設置することが認められていると思うのですが、当然、浄化槽ですから、浄化槽である程度浄化した上で下水道に接続というような形をとっていると思います。浄化槽のところから汚泥が出てくるというようなところは、寝屋川市内で何件あるのでしょうか。あるいは増えているのか、そもそもないのかということをお伺いしたいと思います。

事務局：ディスポーザーにつきましては、基本的にマンションに一部設置されているということを聞いてはいますが、数としては非常に少ない状況です。現状については、確認させていただきたいと思います。ただ、設置自体はあまり推奨していないというようなことも、下水道部局から過去に聞いたような記憶がありますので、積極的に設置をしているという状況ではありません。

委員： 単独のディスポーザーは、下水道部局が設置しないでくださいというようなことを言っている自治体が多いです。ただ、マンション等については国土交通省の認可を得ているものなので、別に設置してはいけないと言えないかと思います。まだ、寝屋川市にはそういうマンションがあまりないのかなとは思っていますが、今後、開発が進んで増えてきたらどうするのだろということでお伺いしてみました。

会長： この件については、担当部署が分かれているのであれば、次回の審議会に下水道部局も出席していただき、今後の取組目標で、ゼロにしていくというのが、これが本当に現実的に可能なかどうか、コスト的なことも含めて課題があると思いますので、下水道部局も同席いただくということで、対応をお願いいたします。

それ以外に、何かございませんでしょうか

副会長： 近隣市も恐らく同じような状況だと思うのですが、かなり少ない世帯の方に対して施設を維持していくというのはなかなか非効率だと思います。広域的に処理していくというようなことは考えているのでしょうか。

事務局： 処理量が各市とも減少していますので、今後の課題としては、いかに効率的に効果的に処理をしていくのかということになってこようかと思います。その点につきましては、汚水処理施設全般を対象に広域的に見直すよう国から通知があり、現在大阪府を中心として、最終的には令和4年度末までに広域化の計画を策定するよう義務づけられていますので、今後検討していく必要があると思っています。

会長： 他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次回でもまた審議させていただくことになると思いますので、宜しくお願いします。

会長： その他ということで、事務局から何かございませんでしょうか。

事務局： 次回の審議会の開催日につきまして御報告をいたします。次回開催日は、10月を予定しています。